

社会福祉法人精華町社会福祉協議会

令和3年度 第2回 理事会議事録

- 1 開催年月日 令和3年6月15日(火)
午後5時00分～午後6時35分
- 2 開催場所 地域福祉センターかしのき苑
2階 ふれあい大ホール
- 3 出席者 理事総数 12名
出席理事数 11名
理事 清水泰律 加藤 博 岩前良幸 田中智美
長谷川 悟 石崎照代 中畔秀昭 福味加世子
山本正来 岡田敦子 古海りえ子
監事総数 2名
出席監事 2名
監事 島中秀司 浦田善之
- 4 欠席者 早樫 一男
- 5 決議に特別の利害関係を有する理事 該当者なし
- 6 議題
 - (1) 報告事項
第1号報告 評議員の選任について
 - (2) 決議事項
第19号議案 会長の選定について
第20号議案 副会長の選定について
第21号議案 任期満了に伴う評議員候補者の推薦について
第22号議案 令和3年度第2回評議員選任・解任委員会の招集について
第23号議案 令和3年度補正予算(第1号)について
第24号議案 虐待防止検討委員会設置規則の制定について
 - (3) 諸報告
- 7 議事の経過要領及び議案議決の結果
定刻に至り、定款第30条の規定により議長に岩前良幸理事が選任され、議長は定款第31条第1項に定める定足数を満たしていることを確認し、議事に入った。

第19号議案 会長の選定について

議長より、任期満了による役員改選に伴い、理事長たる会長1名を選定したい旨を述べ、その選定方法について意見を求めたところ、以下のとおり意見があった。

長谷川理事 過去には自主投票や選考委員会方式でおこなっている。
理事の定員が少ないため、選考委員を選ぶより、自主投票により理事全員の意見を反映するほうがよい。

山本理事 選考委員会方式の場合、選ばれた委員の負担が大きい。
また、選考委員に選ばれても受けて貰えるかわからないため、自主投票がよいのではないか。

以上の意見を踏まえ選定方法について議長が諮ったところ、全会一致により自主投票とすることで可決承認された。

引き続き、議長が投票方法等を説明し、投票に入った。

・開票結果 長谷川 悟理事 11票

開票の結果、長谷川 悟理事長が会長に選定された。長谷川理事は会長就任について承諾をした。

第20号議案 副会長の選定について

議長より、任期満了による役員改選に伴い、副会長2名を選定したい旨を述べ、その選定方法について意見を求めたところ、以下のとおり意見があった。

山本理事 先ほどと同じく自主投票で2名選定してはどうか。

石崎理事 自主投票でよいと思うが、副会長については男女の区別はあるのか。

議長 規定においては男女の区別は無い。現在男性1名、女性1名となっているが、国が進める男女共同参画社会の実現に向けた、社会政策の推進という観点からそのようにされていると思われる。

以上の意見を踏まえ選定方法について議長が諮ったところ、全会一致により自主投票とすることで可決承認された。

引き続き、議長が投票方法等を説明し、副会長については1名ずつ選定することで投票に入った。

・1回目開票結果 山本正來理事 10票、中畔秀昭理事 1票

開票の結果、山本正來理事が副会長に選定された。山本理事は副会長就任について承諾をした。

・2回目開票結果 古海りえ子理事 8票、福味加世子理事 3票

開票の結果、古海りえ子理事が副会長に選定された。古海理事は副会長就任について承諾をした。

議長より、決定した会長、副会長について次のとおり確認をおこなった。

会 長 長谷川 悟（重任）

副会長 山本 正來（新任）

副会長 古海 りえ子（新任）

第1号報告 評議員の選任について

事務局長より、任期満了に伴う評議員の選任について、評議員選任・解任委員会において選任された評議員について、評議員名簿に基づき説明があった。

以上の説明を受け、第1号報告について質疑をおこなったところ、意見はなく了承された。

第21号議案 任期満了に伴う評議員候補者の推薦について

事務局長より、令和3年度定時評議員会の終結をもって本会評議員の任期が満了することに伴い、次期評議員候補者として精華町商工会から推薦を受けた1名を評議員選任・解任委員会に推薦することについて、議案資料「評議員候補者の被推薦者名簿案」により、評議員候補者田尻 儀久氏の略歴について説明があった。

以上の説明を受け、第21号議案について質疑をおこなったところ、質問がなかったため、議長が承認を諮ったところ、全会一致により可決承認された。

第22号議案 令和3年度第2回評議員選任・解任委員会の招集について

事務局長より、議案資料「令和3年度第2回評議員選任・解任委員会の招集について（決議の省略）案」により、評議員選任・解任委員会を下記のとおり開催したい旨の説明があった。

目的 評議員の任期満了に伴い、次期評議員を選任することを目的とする。

日時 決議の省略の方法により行う。

招集する委員 和所正樹（外部委員） 島中秀司（本会監事）

杉山典寿（本会事務局長）

根拠規則 本会評議員選任・解任委員会運営細則

以上の説明を受け、第22号議案について質疑をおこなったところ、質問がなかったため、議長が承認を諮ったところ、全会一致により可決承認された。

第23号議案 令和3年度補正予算（第1号）について

事務局長より、平成30年度から4か年計画として実施している社会福祉充実計画について、計画最終年度において充実計画予算の残額を執行することについて、議案資料「令和3年度補正予算（第1号）一覧表」により説明があった。

以上の説明を受け、第23号議案について質疑をおこなったところ、以下の質疑応答があった。

岡田理事 介護職員等の募集強化とは、具体的にどのようなことか。また、介護人材確保のためにおこなう初任者研修については、神の園もおこなっている。社協で10名養成した場合、何名社協で採用できる見込みなのか。

事務局長 募集方法はこれから検討に入るが、現場からの要望として、町なかの看板等を活用する方法が挙げられている。その他、折込み広告やインターネット等の活用を考えている。介護人材確保については、国として介護職不足が深刻化している中、介護職員初任者研修を本会で実施することで人材確保に努めたい。神の園さんが実施していることは承知しているが、本会で実施することにより、現在本会で勤務する介護資格の無いパート職員等の受講を見込んでいる。人員の増加はないが、職種変更で介護職員が増加すると考える。また、求人広告と併せて受講者募集をすることで、近隣住民の皆さんに介護資格の取得を目ざして貰えると考え。研修受講後、本会へ就職して貰えるように魅力を発信していきたい。

以上の質疑応答の後、議長が承認を諮ったところ、全会一致により可決承認された。

第24号議案 虐待防止検討委員会設置規則の制定について

在宅介護課長より、介護保険制度並びに障害福祉サービス制度の改正に伴い、虐待防止とその適切な対応の検討に関する委員会の設置等が義務付けられたことについて説明があった。委員会を設置するにあたり、規則を制定することについて、議案資料「虐待防止検討委員会設置規則」により説明があった。

以上の説明を受け、第24号議案について質疑をおこなったところ、以下の質疑応答があった。

岡田理事 虐待に対する研修が主な内容となっているが、実際に虐待が疑われる事例が発生した場合の対応については、別に規定や規則があるのか。

在宅介護課長 介護保険事業所として、虐待とはどういうものかを職員に対して研修することが重要と考える。事業所内で起きている虐待なのか、家庭で起きている虐待なのか、どういった事が虐待になるのかを、まず職員が把握する必要がある。事業所として、サービスを通じて虐待を発見した場合は、事業所内で検討していきたい。

岡田理事 事業所で考えていくというのは、第5条の「虐待の防止のための指針に関する事」に含まれているのか。

事務局長 先行して高齢者虐待防止法並びに障害者虐待防止法が施行されている。虐待が起こった場合はこの法律に基づき、行政機関や地域包括支援センターが窓口となり対応にあたる。今回、介護保険法の中で新たに事業所の責務として、事業所内部での虐待を未然に防ぐことが含まれている。事業所の責任で従業員に対して何が虐待にあたるのかを正しく理解させ、虐待行為を未然に防ぐことが法改正の狙いと考える。

岡田理事 虐待の判断は非常に難しいため、職員に徹底することは大事である。虐待の防止のための指針が仕上がれば見せて欲しい。

以上の質疑応答の後、議長が承認を諮ったところ、全会一致により可決承認された。

諸報告

以下の事項について、事務局から報告をおこなった。

事務局長より、地域福祉課として下記の4点について報告した。

- (1) 福祉事業の実績
- (2) 生活福祉資金（特例貸付）について
- (3) 社協関係助成金の経過について
- (4) 南部地域包括支援センターの活動実績について

在宅介護課長より、在宅介護課として下記の2点について報告した。

- (1) 居宅介護支援系の事業実績について
- (2) 訪問介護系の事業実績について

通所介護課長より、通所介護課として下記の1点について報告した。

- (1) 通所介護課の事業実績について

諸報告の後、議長から全般的なところで意見等を聞いたところ、以下の意見等があった。

石崎理事 在宅介護課の報告資料について、事業実績の表題に年度が記

載されている。見つらいため年度の記載は無いほうがよい。
在宅介護課長 訂正し、見やすい資料に改める。

以上をもって案件の全てを終了したので議長が閉会を宣し、午後6時35分
散会した。

上記の決議を証するため議事録署名人において次に記名押印する。

令和3年6月22日作成
社会福祉法人精華町社会福祉協議会
令和3年度第2回理事会

会 長 _____ 印

監 事 _____ 印

監 事 _____ 印